

ごあいさつ

公益社団法人 日本防犯設備協会 代表理事 廣田 耕一



本年6月の総会及び理事会におきまして、当協会の代表理事を仰せつかりました廣田耕一と申します。歴史ある、また社会的意義の大きな事業を遂行している公益法人たる当協会の運営に携わることとなり、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。前任の片岡代表同様、どうぞよろしくご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

まずは、年初の能登半島地震におきまして、被災された皆方に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。私は実はその石川県の出身であり、金沢にある実家こそ大きな被害は免れたものの、被災され、今も復興に向けて大変なご苦労をされている皆様の心中をお察ししますと、心の痛む思いでございます。

さて簡単に私の経歴をご紹介いたしますと、昭和59年に警察庁に入庁以来、主に交通警察、生活安全警察の分野を経験し、平成31年（令和元年）に、大阪府警察本部長を最後に退官し、金融関係の民間会社等で約5年間勤務をしておりました。

現職時代、生活安全警察部門では、警察庁生活環境課理事官として風俗営業法の改正や、警察庁保安課長として改正銃刀法の施行事務などに携わりましたが、当協会と縁の深い仕事としては、大阪府警察本部生活安全部長として、全国に先駆けて制定された「大阪府安全なまちづくり条例」の施行に当たり、通学路等におけるスーパー防犯灯や防犯カメラの設置、防犯優良マンションや防犯優良駐車場の認定制度の普及、防犯性能の高い建物部品（CPマーク）の普及など、官民を挙げた取組みに努めたことが思い起こされます。当時ご協力いただいた大阪の関係業界、関係者の皆様方が今もご活躍され、引き続き防犯活動の推進にご尽力されていることを知り、大変心強く、また感謝の念に堪えないところでございます。

もう一つ、これは生活安全警察部門ではございませんが、警察庁の犯罪被害者対策室長（現：犯罪被害者等施策推進課）として勤務した2年間も、私にとって忘れない貴重な経験となっています。当時成立した「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等基本計画」の策定に、事務官として警察庁を代表して関与させていただき、直接に被害者団体や被害者支援団体の方々のご要望を

お聞きする中で、犯罪被害者の方々への支援はもとより、犯罪や犯罪被害者を生まない社会を作ることの重要性、また、自らが警察官を志した原点を再認識させられたところでございます。

ご案内のように、皆様方をはじめとする民間の方々の安全安心なまちづくりに向けての主体的な活動、防犯カメラの普及など官民協働の取組みが功を奏し、街頭犯罪をはじめとする刑法犯認知件数、侵入犯罪等は大幅に減少し続け、令和3年には平成14年のピーク時5分の1のレベルに至りました。様々な防犯機器、特に設置に議論もあった街頭防犯カメラの類も当たり前のように市民社会に受け入れられており、これも会員の皆様方の活動に負うところが大きいと考えております。

一方で、刑法犯認知件数は、一昨年から2年連続しての増加に転じ、令和元年の水準に近づいております。また、子供が被害に遭う事案や通り魔的な殺傷事件の発生など、「安心」な社会の実現、「体感治安」の改善に関しては、まだまだ課題がございます。

そういう意味で、「防犯設備等に関する調査・研究」や「防犯設備等の設置等に携わる者に対する研修」などを通じて、「犯罪の防止その他公共の安全と秩序の維持に貢献し、国民生活の安全に資することを目的とする」当協会の存在意義、活動の重要性はいささかも低減していないものと考えております。

他方、私自身は、未だ代表理事として就任から日も浅く、当協会の業務や現状への勉強不足の状態ではございますが、当協会や防犯設備士制度等の認知度の問題、減少傾向にある受験者や会員数、防犯設備士の資格更新制度や総合防犯整備士制度の的確な運用及び活用、個人情報保護やネットワークセキュリティ等に配慮しRBSS制度の適切な運用、防犯優良住宅認定制度の更なる普及促進など様々な課題が山積していることは承知しております。

甚だ微力ではございますが、皆様方のご支援、ご助言を得て、これら課題に対処しつつ、ともに当協会及び地域協会の着実な発展、ひいては安全安心な社会の実現に向けて、少しでも貢献ができますよう全力を尽くす所存でございますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。